

H29年度 委託研究開発契約契約書に関する新旧対比表(H29.7)

変更後	変更前
<p>(研究開発期間終了後の物品等の取扱い)</p>	<p>(研究開発期間終了後の物品等の取扱い)</p>
<p>第7条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究開発期間終了後遅滞なく無償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。ただし、甲が当該提供物品を使用し又は処分する場合は、この限りでない。</p> <p>2 甲は、契約項目において企業等と認められた乙が使用する甲所有の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究開発期間終了後遅滞なく無償又は有償で乙に貸し渡し、乙はこれを借り受け、本委託研究開発の発展のために使用するものとし、当該取得物品等の耐用年数経過後甲は有償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。乙は、甲との間で、別途、当該無償又は有償借受け及び有償譲受けに関する契約を締結する。ただし、甲が当該取得物品等を使用し又は処分する場合は、この限りでない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、本契約が第20条第1項若しくは第25条第1項、第2項により解除され又は当該各項に定める解除事由により本委託研究開発が第19条第2項により中止された場合は、この限りでない。</p>	<p>第7条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究開発期間終了後遅滞なく無償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。ただし、甲が当該提供物品を使用し又は処分する場合は、この限りでない。</p> <p>2 甲は、契約項目において企業等と認められた乙が使用する甲所有の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究開発期間終了後遅滞なく無償又は有償で乙に貸し渡し、乙はこれを借り受け、本委託研究開発の発展のために使用するものとし、当該取得物品等の耐用年数経過後甲は有償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。乙は、甲との間で、別途、当該無償又は有償借受け及び有償譲受けに関する契約を締結する。ただし、甲が当該取得物品等を使用し又は処分する場合は、この限りでない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、本契約が第20条第1項若しくは第25条第1項、第2項により解除され又は当該各項に定める解除事由により本委託研究開発が第19条第1項により中止された場合は、この限りでない。</p>